

環境の保全に関する取組み

(資料編P49~P50)

豊島区の現状

● 大気汚染の状況

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）などがあげられます。

区では、こうした大気汚染物質の状況を24時間監視しています。

大気汚染物質の経年変化

年 度		19	20	21	22	23	
二酸化窒素(ppm)	池袋	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	
	巣鴨	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019	
	長崎	0.023	0.021	0.021	0.020	0.019	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	池袋	0.028	0.027	0.027	0.023	0.023	
	巣鴨	0.026	0.025	0.023	0.022	0.022	
	長崎	0.025	0.024	0.024	0.024	0.023	
一酸化炭素(ppm)	池袋	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
光化学オキシダント (5時~20時)(ppm)	巣鴨	平均値	0.030	0.030	0.031	0.031	0.031
		時間数	385	470	423	440	439
二酸化硫黄(ppm)	長崎	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

環境基準の達成状況

物質名 (評価方法)	二酸化窒素 (長期的評価)			浮遊粒子状 物質 (長期的評価)			一酸化炭素 (短期的 評価)	光化学 オキシダント (短期的評価)	二酸化硫黄 (長期的 評価)
	池袋	巣鴨	長崎	池袋	巣鴨	長崎	池袋	巣鴨	長崎
平成23年度	○	○	○	○	○	○	○	×	○
平成22年度	×	○	○	○	○	○	○	×	○
平成21年度	○	○	○	○	○	○	○	×	○
平成20年度	○	○	○	○	○	○	○	×	○
平成19年度	○	○	○	○	○	○	○	×	○

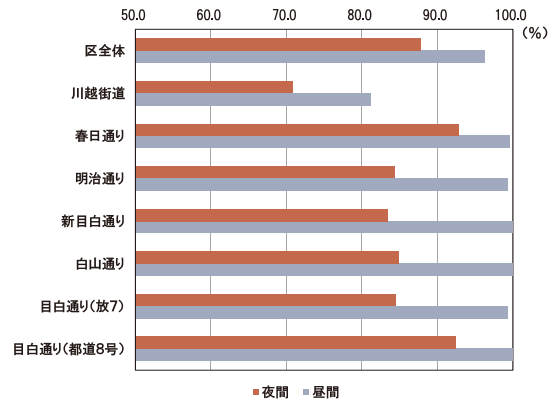
大気汚染の状況は、平成12年度の東京都のディーゼル車規制で大きく改善されて以降、横ばいながらも少しずつ改善されています。

### ● 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動はここ数年大きな変化はありません。

自動車騒音について幹線道路から50mの範囲にある住居等のうち、環境基準を達成した戸数の割合は、区全体で昼間は96.3%、夜間は87.8%でした。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況

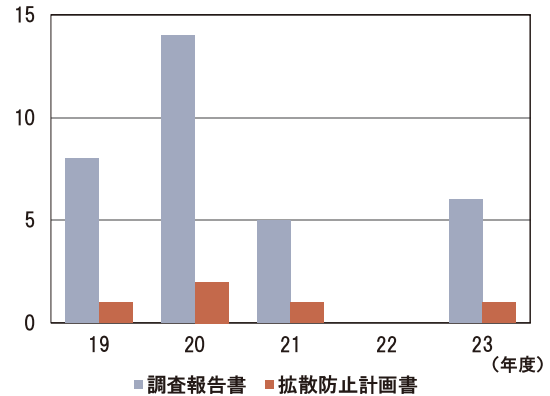


### ● 土壌汚染対策

有害物質取扱事業場の廃止等の際に、事業者から土壌汚染調査報告書が提出され、その結果土壌汚染が確認されれば、汚染拡散防止計画書が提出されます。

平成23年度の届出は、調査報告書が6件、防止計画書が1件でした。

(件) 土壌汚染に関する届出数の推移

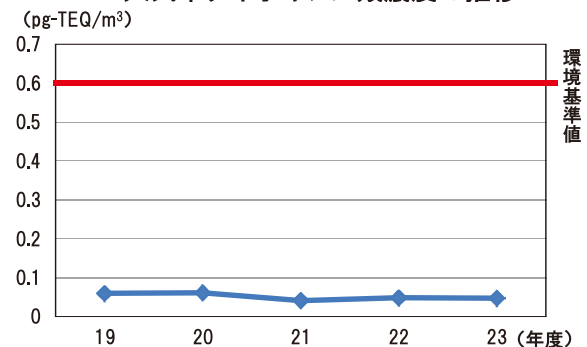


### ● ダイオキシン類

ダイオキシン類の一般環境大気への影響を把握するため、区内5地点における大気中のダイオキシン類の調査を行っています。

平成23年度は平均で0.047 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、大気環境基準値(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)を下回っています。

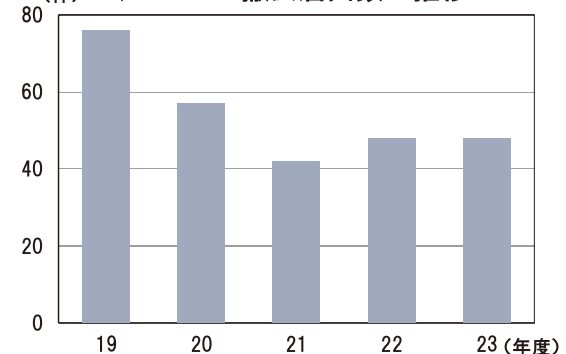
大気中ダイオキシン類濃度の推移



### ● アスベスト対策

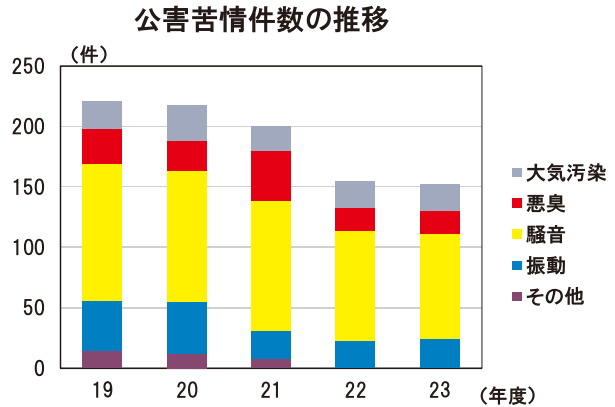
アスベストを含有する吹き付け剤・保温剤等の撤去工事には、届出及び飛散防止措置が必要です。平成23年度は48件の届出がありました。区では、これに加え解体時には撤去業者の了解を得て確認を行っています。

(件) アスベスト撤去届出数の推移



● 公害苦情

区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情は、住民の生活に密着した問題であり、迅速・適正な処理が求められています。平成 23 年度の現象別苦情件数は 152 件で、騒音が半数以上を占めました。なかでも建設・解体工事に伴う騒音苦情の占める割合が大きくなっています。



※1 件の苦情で2つ以上の現象を含む場合あり

● まちの美化推進

多くの来街者が集う駅周辺などでは、環境美化のルールが十分に守られず、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てが見受けられます。

こうした中、区では環境美化に対する意識向上を図るため、ごみゼロデーをはじめ、区民・事業者・地域団体・ボランティアと行政が一体となった取り組みを進めています。

ボランティア活動への協力者が増える一方、夜中などにポイ捨てされる傾向があり、今後も取り組みが必要です。

また、街の美観を損ねる落書きや路上にこびりついたガムへの対策も求められています。



職員の清掃活動



地域の清掃活動

● 路上喫煙・ポイ捨て対策

路上喫煙の火や煙による被害や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱の問題が、現在大きな社会問題になっています。

区では、平成 23 年 5 月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした『路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例』を定め、安全で快適な街づくりを進めています。



## ● 主な施策の実施状況

大気汚染、水質・土壌汚染、騒音・振動などの問題から、区民のみなさんの生活環境を保全するため、発生状況の監視を行い、防止に向けた取組みを進めるとともに、環境美化活動を推進するため、以下のような取組みを実施しています。

### ● 公害の発生の未然防止

騒音や振動等の公害の発生の未然防止として、以下のような届出等を義務付け、検査等を行っています。

1. 環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置や変更等
2. 騒音規制法と振動規制法に基づく特定施設の設置や変更等
3. 騒音規制法と振動規制法に基づく特定建設作業の届出
4. 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づくアスベストを使用している建物の解体・改修工事の事前届出
5. 集合住宅建築条例に基づく事前協議



現場立会の様子



除去されたアスベスト

### ● アスベスト分析調査助成金交付事業

区内の建築物におけるアスベスト分析調査経費の助成を行うことにより、住宅・建物の安全対策を促進しています。

	実績
助成件数	4 件



天井などに吹付けられたアスベストの例

● **ごみゼロデー**

毎年5月30日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。平成23年度は雨にも関わらず約9,000人の方に参加していただきました。

	実績
<b>参加者総数</b>	8,987人
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の清掃活動</li> <li>・職員清掃活動</li> <li>・路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン</li> <li>・違法看板等撤去指導</li> <li>・放置自転車等対策キャンペーン</li> <li>・不法投棄パトロール</li> <li>・落書き消去活動</li> </ul>

● **路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン**

路上喫煙やポイ捨て等の迷惑行為をなくすため、通行人に路上喫煙・ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンを実施しています。

路上喫煙やポイ捨てについては、個人のモラルによるところが大きく、社会全体でこの問題を考える必要があることから、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。

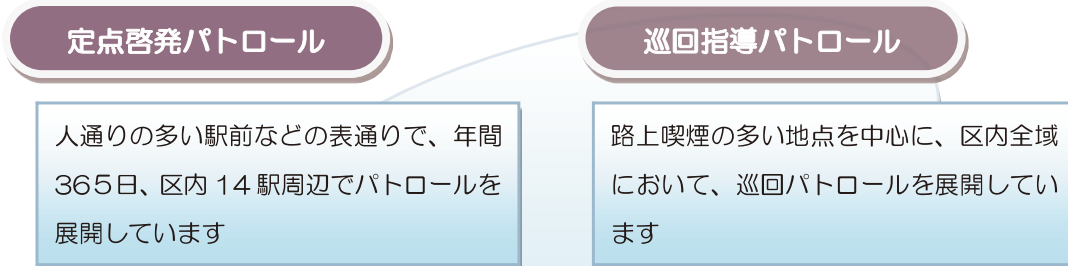
	実績
<b>参加人数</b>	503人



キャンペーンの様子

● **路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール**

路上喫煙やポイ捨て対策について、より効果的な施策を展開するため、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールを実施しています。



**定点啓発パトロール**

人通りの多い駅前などの表通りで、年間365日、区内14駅周辺でパトロールを展開しています

**巡回指導パトロール**

路上喫煙の多い地点を中心に、区内全域において、巡回パトロールを展開しています

### ● としまクリーンサポーター制度

区内の企業・団体等が、きれいなまちづくりのサポーター「クリーンサポーター」として、自主的な環境美化活動を実践することにより、自分たちの街を自分たちできれいにしていく取り組みです。

クリーンサポーターのみなさんには、その証としてステッカーを配付しています。

	実績
としまクリーンサポーター	71 団体



### ● 落書きなくし隊事業

落書きのないきれいで安全・安心な街づくりを進めるため、平成 17 年 5 月にボランティアの方を中心とした「落書きなくし隊」を結成したことを契機に落書きの消去活動を行っています。

また、地域の町会や商店会、学校などと連携し、より広い地域での活動も行っています。

	実績
消去箇所数	56 箇所
消去面積	179 m <sup>2</sup>

### ● 地域ガム取り活動

街の美観を損ねるポイ捨てされたガムを除去し、きれいな道路環境を維持するため、豊島区では、地域の商店会や学校などと連携し、駅前などの特に汚れた地点を中心に活動しています。



ガム取りの様子

	実績
除去数	1,845 個

## 今後の取組み

### ● 路上における分煙のさらなる推進

平成 23 年 5 月、吸い殻入れのある場所を除き、区内全域での路上喫煙を禁止した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を施行しました。

今後、より一層条例の実効性を確保するために、引き続き啓発活動やパトロールなどを行い、併せて歩行者に迷惑のかからない喫煙所整備も行います。